

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

規則	○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則	五〇
告示	○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	五〇
	○患者又は疑似患者の発見について届出があった件	五〇
	○地籍調査の成果について認証した件	五〇
	○土地改良事業の施行に同意した件	五〇
公告	○指定居宅サービス事業者を指定した件	五〇
	○指定居宅介護支援事業者を指定した件	五〇
	○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件	五〇
	○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件	五〇
	○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	五〇
	○指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件	五〇
	○指定介護予防サービス事業者を指定した件	五〇
	○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件	五〇
	○特定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件	五〇
	○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者を指定した件	五〇
	○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関を指定した件	五〇
	○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件	五〇
	○都市計画事業の認可の告示があった件	五〇
	○建築士法による免許を取り消した件	五〇
	○落札者を決定した件	五〇
	福島県警察本部	五〇
	○一般競争入札を行う件二件	五〇
	福島県収用委員会	五〇
	○公示による通知を行う件	五〇

## 規 則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

### 福島県規則第八十一号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。  
別表第三あぶくま信用金庫の項中「本店」を「本店営業部、本店営業部南出張所」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(出納総務課)

## 告 示

### 福島県告示第五百八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十年八月二十六日から平成二十年十二月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ユニクロ会津アピオ店・(仮称)西松屋会津アピオ店 会津若松市町北町大字始字宮前十四番一他二十筆

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

1 大規模小売店舗を設置する者

名称 オリックス株式会社

代表者の氏名 代表執行役 梁瀬 行雄

住所 東京都港区浜松町二丁目四番一号

2 大規模小売店舗において小売業を行う者

名称 株式会社ユニクロ

代表者の氏名 代表取締役社長 柳井 正

住所 山口県山口市佐山七百十七番地一

名称 株式会社西松屋チェーン

代表者の氏名 代表取締役社長 大村 禎史

住所 兵庫県姫路市飾東町庄二百六十六一

三 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十一年四月十四日

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千三百七十平方メートル

五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一 位置 別紙図面のとおり

二 収容台数 百三十五台

2 駐車場の位置及び収容台数

一 位置 別紙図面のとおり

二 収容台数 三十五台

3 荷さばき施設の位置及び面積

一 位置 別紙図面のとおり

二 面積 百五十四平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一 位置 別紙図面のとおり

二 容量 三十三立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

一 開店時刻 午前十時

二 閉店時刻 午後八時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後八時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

一 数 三か所

二 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時三十分から午前九時三十分まで

七 届出年月日

平成二十年八月十三日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十四号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見群数	発見の場所	発見年月日	摘要
腐蛆病	みつばち	患畜	四群	白河市	平成二〇年八月一三日	自衛殺

(畜産課)

福島県告示第五百八十五号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、南会津郡南会津町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 調査を行った者の名称

南会津町

二 成果の名称

南会津郡南会津町大字針生の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第五百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項で準用する同法第十条第一項の規定により、飯館村が大森地区に係る農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業(基礎整備)を行うことについて、平成二十年八月十三日同意した。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

公 告

公告第四百四十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
アミカ福島介護センター	福島市西中央四一四一四レジデンス・サニー一〇五	株式会社HCM	東京都港区東麻布一―二八―一三	平成二〇年八月一日	訪問介護
在宅訪問介護	いわき市内郷御台境町御台五〇―二	株式会社悠	福島県いわき市内郷御台境町御台五〇―二	同	同
介護老人保健施設リハビリ南東北川俣	伊達郡川俣町鶴沢字池ノ上三〇―一	財団法人脳神経疾患研究所	同 県郡山市八山田七―一五	同	訪問リハビリテーション
医療法人慈久会介護老人保健施設明生苑	本宮市本宮南町裡一四九	医療法人慈久会	同 県本宮市本宮南町裡一四九	同	同
ケアテルデイサービスセンター	耶麻郡猪苗代町千代田字トヤガ崎三八―一	医療法人ケアテル	同 県耶麻郡猪苗代町川桁字元寺二四〇三―一	同	通所介護
株式会社J Aライフクリエイト福島介護福祉センター	郡山市田村町金屋字下夕川原七六―一	株式会社J Aライフクリエイト福島	同 県郡山市田村町金屋字下夕川原七六―一	同	特定福祉用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百四十七号  
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日
郡山ケアセンターそよ風	郡山市大槻町字弥八池南一四―一	株式会社メデカジヤパン	埼玉県鴻巣市天神三―六七三	平成二〇年八月一日
居宅介護支援輝清	いわき市内郷御台境町御台五〇―二	株式会社悠	福島県いわき市内郷御台境町御台五〇―二	同
居宅介護支援事業所ハイジ	伊達市保原町泉町一〇〇―一	有限会社地域サポート研究所	同 県伊達郡桑折町伊達崎字道林一三	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百四十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があつた。  
平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
ハッピー福	福島市森合字	株式会社ジ	東京都港区六	平成二〇年	通所介護

島森合・デ イサービス センター	北向一四一	ヤパンケア サービス福 島	本木六一〇 一	六月三〇日	
ハッピー福 島南・ヘル パーステー ション	同 市郷野目 字宝来町二八 一―二	同	同	同	訪問介護
ハッピー福 島笹谷・ヘ ルパーステ ーション	同 市笹谷字 出水上二四一 八	同	同	同	同
ハッピー福 島笹谷・訪 問入浴ステ ーション	同 市南矢野 目字上戸ノ内 二―七	同	同	同	訪問入浴 介護
ハッピー郡 山・ヘルパ ーステーシ ョン	郡山市大槻町 御十日六一一	同	同	同	訪問介護
ハッピー郡 山・訪問入 浴ステーシ ョン	同	同	同	同	訪問入浴 介護
ハッピーい わき・ヘル パーステー ション	いわき市小名 浜愛宕町一五 一―六	同	同	同	訪問介護
ハッピー白 河・ヘルパ ーステーシ ョン	白河市会津町 三八―二ハイ ツイーグル一 〇―一	同	同	同	同

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃止年月日
なみえ指定 訪問入浴事 業所	双葉郡浪江町 川添字葉山五 五―一	有限会社な みえライフ サポート	同 県双葉郡 浪江町川添字 葉山五五―一	平成二〇年 六月三〇日 同
エルムホー ム	喜多方市塩川 町金橋字ドジ ヨウ沼四一九 八―二	社会福祉法 人温知福祉 会	同 県会津若 松市一箕町松 長字下長原一 五―二	平成二〇年 七月一日 訪問入浴 介護
やすらぎ荘 指定通所介 護事業所	同	同	同	同
やすらぎ荘 指定訪問介 護事業所	飯野郡飯野町 飯野字西宮平 二五―一	社会福祉法 人飯野町社 会福祉協議 会	福島県伊達郡 飯野町飯野字 西宮平二五― 一	同 同
ハッピー茶 畑・ヘルパ ーステーシ ョン	南相馬市原町 区二見町一― 一―四	同	同	同
須賀川市茶畑 町六嶋原貸店 舗一号室	同	同	同	同

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百四十九号

介護保険法（平成九年法律第百一十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介  
護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した  
旨届出があった。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

枝雪零苑指定居宅介護支援事業所	会津若松市一箕町松長字下長原一五二	社会福祉法人 温知福祉会	福島県会津若松市一箕町松長字下長原一五二	平成二〇年七月一日
ハッピー郡山・居宅介護支援事業所	郡山市大槻町御十日六一	株式会社ジャパンケアサービス福島	東京都港区六本木六一〇一一	平成二〇年六月三〇日
やすらぎ荘指定居宅介護支援事業所	伊達郡飯野町飯野字西宮平二五一一	社会福祉法人 飯野町社会福祉協議会	福島県伊達郡飯野町飯野字西宮平二五一一	同
エルムホーム	喜多方市塩川町金橋字ドジョウ沼四一九八一二	社会福祉法人 温知福祉会	同 県会津若松市一箕町松長字下長原一五二	平成二〇年七月一日

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百五十号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	サービスの種類
愛あいヘルパーステーション	福島市瀬上町字薬師前一一	福島市山居三七一一	合同会社愛あい	福島県福島市山居三七一一	訪問介護
居宅介護事業所であん虫	相馬市北飯淵一一一七一一	相馬市中村字新町一九一	特定非営利活動法人ひまわりの家	同 県相馬市北飯淵一一一七一一	同

公告第四百五十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

(高齢福祉課介護保険室)

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
玉川村在宅介護支援センター	玉川村居宅介護支援センター	石川郡玉川村中字入山五九	社会福祉法人 玉川村社会福祉協議会	福島県石川郡玉川村中字入山五九

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百五十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
アマカ福島介護センター	福島市西中央四一一四一四レジデンス・サニー一〇五	株式会社HCM	東京都港区東麻布一一二八一一三	平成二〇年八月一日	介護予防訪問介護
在宅訪問介護	いわき市内郷御台境町御台五〇一一二	株式会社悠	福島県いわき市内郷御台境町御台五〇一一二	同	同

介護老人保健施設リハビリ南東北川俣	伊達郡川俣町鶴沢字池ノ上三〇―一	財団法人脳神経疾患研究所	同 県郡山市八山田七―一五	同	介護予防訪問リハビリテーションシヨン
医療法人慈久会介護老人保健施設明生苑	本宮市本宮南町裡一四九	医療法人慈久会	同 県本宮市本宮南町裡一四九	同	同
ケアテルデイサービスセンター	耶麻郡猪苗代町千代田字トヤガ崎三八―一	医療法人ケアテル	同 県耶麻郡猪苗代町川桁字元寺二四〇三―一	同	介護予防通所介護
株式会社J Aライフクリエイト福島介護福祉センター	郡山市田村町金屋字下川原七六―一	株式会社J Aライフクリエイト福島	同 県郡山市田村町金屋字下川原七六―一	同	特定介護予防福祉用具販売

(高齢福祉課介護保険室)

公告第四百五十三号  
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
ハッピー福島森合・デ イサービス	福島市森合字 北向一四―一	株式会社ジャパンケア サービス福	東京都港区六 本木六一―一〇	平成二〇年 六月三〇日	通所介護

センター	ハッピー福 島南・ヘル パーステ シヨン	同 市郷野目 字宝来町二八 ―二	同	同	同	訪問介護
ハッピー福 島・ヘルパ ーステー シヨン	同 市笹谷字 出水上二四― 八	同	同	同	同	同
ハッピー郡 山・ヘルパ ーステー シヨン	同 市南矢野 目字上戸ノ内 二―七	同	同	同	同	訪問入浴 介護
ハッピー郡 山・訪問入 浴ステー シヨン	同	同	同	同	同	訪問入浴 介護
ハッピーい わき・ヘル パーステ シヨン	同	同	同	同	同	訪問介護
ハッピー白 河・ヘルパ ーステー シヨン	同	同	同	同	同	同
ハッピー茶 畑・ヘルパ ーステー シヨン	同	同	同	同	同	同

**公告第四百五十四号**  
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
 平成二十年八月二十六日  
 福島県知事 佐藤 雄 平

（高齢福祉課介護保険室）

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
イステーション	舗一号室				
ハッピー原町・ヘルパーステーション	南相馬市原町区二見町一四	同		同	同
やすらぎ荘指定訪問介護事業所	伊達郡飯野町飯野字西宮平二五一一	社会福祉法人飯野町社会福祉協議会	福島県伊達郡飯野町飯野字西宮平二五一一	同	同
やすらぎ荘指定通所介護事業所	同	同	同	同	通所介護
エルムホーム	喜多方市塩川町金橋字ドジョウ沼四一九八一一	社会福祉法人温知福祉会	同 県会津若松市一箕町松長字下長原一五二	平成二〇年七月一日	訪問入浴介護
なみえ指定訪問入浴事業所	双葉郡浪江町川添字葉山五五一	有限会社なみえライフサポート	同 県双葉郡浪江町川添字葉山五五一	平成二〇年六月三〇日	同

福島県知事 佐藤 雄 平

**公告第四百五十五号**  
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。  
 平成二十年八月二十六日  
 福島県知事 佐藤 雄 平

（高齢福祉課介護保険室）

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの対象者
愛あいヘルパーステーション	福島市瀬上町字薬師前二二一	福島市山居三七一一	合同会社愛あい		福島県福島市山居三七一一	訪問介護
居宅介護事業所であらうん虫	相馬市北飯渕一丁目一七一	相馬市中村字新町一九一	特定非営利活動法人ひまわりの家		同 県相馬市北飯渕一丁目一七一	同

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類	サービスの対象者
クレハスタップサービズ株式会社	いわき市錦町作鞍八〇五	クレハスタップサービズ株式会社	いわき市錦町四反田三二二	平成二〇年八月一日	居宅介護重度訪問介護	身体障害者知的障害者精神障害者
まごころヘルパー	会津若松市門田町徳久字竹之元八七三一一	有限会社シルバーク	会津若松市門田町徳久字竹之元八七三一一	同	居宅介護重度訪問介護	身体障害者知的障害者精神障害者
コスモケアサービス	いわき市内郷高坂町大町二七一一	有限会社コスモケア	いわき市内郷高坂町大町二七一一	同	居宅介護重度訪問介護	身体障害者知的障害者障害児

サービス	精神障害者
------	-------

(障がい福祉課)

公告第四百五十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担当する医師又は歯科医師
そよ風薬局	相馬市新沼字坪ヶ迫一三五―七	平成二〇年七月一日	育成医療更生医療	調剤	
コスモ調剤薬局北中央公園前店	福島市笹谷字片目清水一六一―二	同	同	同	
医療法人五光会福島寿光会病院	同 市北町一四〇	同	同	腎臓	橋本 和法
公立相馬総合病院	相馬市新沼字坪ヶ迫一四二	平成二〇年八月一日	同	耳鼻咽喉科	長谷川 純

(障がい福祉課)

公告第四百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、伊達市から県北都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する図書

二 総括図、計画図及び計画書の写し  
縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課 (都市計画課)

公告第四百五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
県南都市計画道路 路事業三・五・一〇六号白河駅白坂線	福島県	白河市昭和町二六九番地 福島県県南建設事務所	収用の部分 白河市大工町、袋町及び手代町地内 使用の部分 なし

(まちづくり推進課)

公告第四百五十九号

建築士法(昭和二十五年法律第百二二号)第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成二十年八月二十六日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 免許の取消しをした年月日 平成二十年八月十五日
- 二 免許の取消しを受けた二級建築士の氏名 江川 宏
- 三 登録番号 第三千二百一十一号
- 四 免許の取消しの理由 建築士法第八条の二の規定による届出があったため

(建築指導課)

公告第460号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第一項の規定により公告する。

平成20年 8月26日

福島県知事 佐藤 雄平



- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) ローター除雪車 2.6m級 1台
- (2) 除雪ブレード I 3.7m級 2台
- (3) 除雪ブレード II 3.1m級 1台
- (4) 除雪ブレード I 19t級 1台
- (5) 除雪ブレード II 19t級 2台
- (6) 除雪ブレード III 19t級 2台
- (7) 除雪ブレード IV 19t級 1台
- (8) 除雪ブレード V 16t級 1台
- (9) 除雪ブレード VI 13t級 1台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成20年 7 月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字 亀賀字郷之原224番地
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 コマツ福島株式会社 福島県郡山市字下亀田16番地3
- (4) 1の(4)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字 亀賀字郷之原224番地
- (5) 1の(5)に掲げる物品等 東北建設機械販売株式会社福島支店 福島県須賀川市森宿字御膳田1番16号
- (6) 1の(6)に掲げる物品等 東北TCM株式会社福島支店 福島県福島市八木田字神明56番2号
- (7) 1の(7)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字 亀賀字郷之原224番地
- (8) 1の(8)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字 亀賀字郷之原224番地
- (9) 1の(9)に掲げる物品等 会津自動車工業株式会社 福島県会津若松市一箕町大字 亀賀字郷之原224番地
- 5 落札金額
- (1) 1の(1)に掲げる物品等 42,315,000円
- (2) 1の(2)に掲げる物品等 42,892,500円
- (3) 1の(3)に掲げる物品等 16,590,000円
- (4) 1の(4)に掲げる物品等 20,433,000円
- (5) 1の(5)に掲げる物品等 38,850,000円
- (6) 1の(6)に掲げる物品等 38,535,000円
- (7) 1の(7)に掲げる物品等 20,538,000円

- (8) 1の(8)に掲げる物品等 17,409,000円
- (9) 1の(9)に掲げる物品等 15,099,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成20年 6 月13日

(入札用度課)

### 福島県警察本部

#### 福島県警察本部公告第41号

運転適性検査結果処理装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

平成20年 8 月26日

福島県警察本部長 久 保 潤 二

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入物品の名称及び数量 運転適性検査結果処理装置 2式（搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成20年10月1日から平成25年 9 月30日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年 9 月 4 日（木）午後 5 時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をす

ること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

#### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年9月12日(金)午後1時30分 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、不可とする。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

#### 福島県警察本部公告第42号

取消処分者講習用端末装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成20年8月26日

福島県警察本部長 久保 潤 二

#### 1 入札に付する事項

(1) 借入物品の名称及び数量 取消処分者講習用端末装置 1式(搬入、据付け、調整、機器保守等を含む。)

(2) 借入物品の様態等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間 平成20年10月1日から平成25年9月30日まで

(4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年9月4日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

#### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年9月12日(金)午後2時 福島県警察本部入札室(福島県福島市杉妻町5番75号)

(3) その他 郵便による入札は、不可とする。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(会 計 課)

### 福島県収用委員会

#### 福島県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県土木部土木総室土木総務課用教室）において保管しているので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十年八月二十六日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 健 壽

一 書類の名称

平成二十年八月十九日付け権利取得裁決に係る裁決書の正本

二 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
坪井 健二	不明 平成一〇年一月二二日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 東京都江東区三好一丁目一番二号 株式会社渡辺電務社)
坪井 勝弘	不明 平成一七年一月二二日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 福島県石川郡平田村大字鴉子字三合二四七番地)
遠藤 正太郎	不明
矢吹 金光	不明 平成一四年一月六日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 東京都新宿区西新宿八丁目)

三 その他

前記書類を受領しないときは、平成二十年九月十七日をもって送達があったものとみなされます。

大沼 政治	一〇番一六号 田口荘一〇号 不明 平成一一年一月二九日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 福島県石川郡平田村大字西山字鴉子沢四八二番地)
國井 善一	不明 平成一二年八月二三日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 埼玉県大宮市寿能町一丁目六番地 門倉コーポ二〇七)
歌里 勝也	不明 平成一八年五月二二日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 埼玉県蔵市南町四丁目二二番七号 板倉荘二一C号)
佐藤 一男	不明 平成一二年一月二六日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 埼玉県志木市幸町三丁目二二番一三号)
佐藤 定子	不明
関根 丈央	(住民票の住所 福島県石川郡平田村大字北方字田麦一四四番地) 不明 平成八年一月二七日職権消除 (職権消除された戸籍の最終住所地 茨城県猿島郡総和町大字女沼五三八番地の六)
上遠野 幸吉	不明 (住民票の住所 福島県石川郡平田村大字西山字川向一四一番地)